

平成27年8月1日

株式会社セキ中国 行動計画

従業員が仕事と家庭を両立させることができ、その能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成27年8月1日から平成30年7月31日までの3年間

2. 行動計画の内容

目標1 労基法に基づく産前産後休業や育児・介護休業法に基づく育児休業等、雇用保険法に基づく育児休業給付、産前産後・育児休業中の社会保険料免除制度、小学生未満の子を持つ社員を対象とした短時間勤務制度の周知や情報提供を行う

<対策>

平成27年8月～ 社内web を利用し周知する。

目標2 所定外労働時間の削減の為の措置の実施

<対策>

平成27年8月～ 残業時間の現状を把握し、業務の効率化を検討する。

目標3 代休の完全取得及び年次有給休暇の取得促進。

<対策>

平成27年8月～ 代休未取得日数を把握し、未取得日数を開示する。

年次有給休暇の取得日数を把握し、取得状況の確認促進を図る。